徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定要綱

（目的）

第１条　この要綱は，木造住宅の耐震化を一層促進するため，耐震診断から耐震改修等まで一貫して実施できる徳島ならではの優良な事業所「徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー（以下「耐震スーパーバイザー」という。)」の認定に関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は，徳島県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱における用語の定義によるほか，次によるものとする。

（１）耐震スーパーバイザー

この要綱に基づき，県の認定を受けた者をいう。

（認定の要件）

第３条　認定の対象となる者は，第１条の目的を達成するため，耐震診断や耐震改修等の業務に積極的に携わる者で，次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）耐震診断員及び耐震改修施工者等が所属する事業所で，認定年度の前年度から過去５年間における耐震改修等（住替え支援事業を除く。以下同じ。）の実績が５件以上あること。

（２）耐震診断員又は耐震改修施工者等が所属する２つの事業所で連携し，耐震診断及び耐震改修等を分担し実施する事業体（以下「共同事業体」という。）で，認定年度の前年度から過去５年間における耐震診断の実績が合わせて１０件以上あり，かつ，耐震改修等の実績が合わせて５件以上あること。

２　耐震スーパーバイザーとして認定された年度以降は，認定年度の前年度から過去５年間における耐震改修等の実績が５件以上あること。ただし，耐震改修等の実績が５件に満たない場合，その理由が適切であること。

（認定の申請）

第４条　耐震スーパーバイザーの認定を受けようとする事業所及び共同事業体は，知事が別に定める期間までに，徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定申請書兼実績報告書（様式第１号）（以下「認定申請書」という。）及び徳島県木造住宅耐震スーパーバイザーＰＲシート（様式２号）（以下「ＰＲシート」という。）を知事に提出しなければならない。

（認定）

第５条　知事は，前条の規定による認定申請書の提出があった場合において，第３条の規定に適合していると認められる場合は，促進委員会への意見照会，及び消費者情報センターへの確認を依頼するとともに，審査会を設置し，これを審査する。

２　知事は前項の規定により，適切と認められる場合は，耐震スーパーバイザーとして認定し，徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定書（様式第３号）（以下「認定書」という。）を交付する。

３　認定期間は，認定年度の翌年度の５月３１日迄とする。

４　知事は，第８条に基づき提出された実績報告について，第３条第２項の要件を満たし，審査会において適切と認められる場合は，認定を１年間更新する。

（公表）
第６条　知事は，徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定一覧（様式第４号）を作成し，市町村へ送付するとともに，県ウェブサイト等で耐震スーパーバイザーを公表するものとする。

（認定事項の変更等）
第７条　耐震スーパーバイザーは，第４条の規定により認定申請した事項に変更が生じた場合は，速やかに徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定事項変更届（様式第５号）（以下「変更届」という。）にＰＲシートを添えて知事に届け出なければならない。
２　耐震スーパーバイザーは，認定を辞退する場合は，変更届に認定書を添えて知事に届けなければならない。
３　前２項の規定より認定事項の変更をした場合においては，前条の規定を準用する。

（実績報告）
第８条　耐震スーパーバイザーは，知事が別に定めるところにより，耐震改修等の実績について，翌年度の４月１０日までに知事に報告しなければならない。また，耐震改修実績が第３条の２項の要件を満たさない場合は，その理由書を提出することができる。

（認定の取消し等）
第９条　知事は，耐震スーパーバイザーが次のいずれかに該当する場合において，認定を取り消すものとする。
（１）耐震スーパーバイザーとしての要件を満たさなくなったとき
（２）耐震改修等において，徳島県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱に定める所要の耐震性を有さない改修工事，又は対象要件に適さない工事を行ったとき
（３）次条に規定する事項に反するなど，知事が不適当と認めたとき
２　知事は，前項の規定により認定を取り消したときは，その理由を付して当該耐震スーパーバイザーに通知するものとする。
３　耐震スーパーバイザーは，第１項の規定による認定の取り消しがあったときは，速やかに認定書を知事に返納しなければならない。
４　第１項の規定より登録を取り消した場合，第６条の規定を準用する。

（耐震スーパーバイザーの責務）
第１０条　耐震スーパーバイザーは，耐震診断及び耐震改修等の際に知り得た家屋の情報や秘密について，他に漏らしてはならない。
２　耐震スーパーバイザーは，徳島県木造住宅耐震スーパーバイザーの名称を使って，耐震診断及び耐震改修等に係る業務以外の業務を行ってはならない。
３　耐震スーパーバイザーは，県民が不安や不満をいだかぬよう，誠意を持った良心的な対応で業務を履行しなければならない。
４　耐震スーパーバイザーは，エシカル消費に視点をおいた工法，例えば県産材利用，低コスト工法などを採用すること。

５　耐震スーパーバイザーは，耐震診断に併せて，耐震改修工事の概算見積書を作成し提出すること。

６　耐震スーパーバイザーは，県が指定する講習会，事例報告会等で事例報告を行わなければならない。

（その他）
第１１条　この要綱に定めるもののほか，耐震スーパーバイザーに関して必要な事項は別に定める。

附　則
１　この要綱は，平成３０年１月４日から施行する。

附　則
１　この要綱は，平成３１年１月２９日から施行する。

附　則
この要綱は，令和２年１２月１５日から施行する。

附　則
この要綱は，令和３年３月１８日から施行する。

附　則
この要綱は，令和４年３月２５日から施行する。

様式第１号（Ａ４）

徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定申請書兼実績報告書

年　月　日

徳島県知事　殿

申請者（☐単独事業所　☐共同事業体）
住所
事業所名称
代表者

住所
事業所名称
代表者

徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定要綱第４条（第８条）の規定に基づき申請（報告）します。

この申請書（報告書）及び添付書類等の記載事項は，事実に相違ありません。

また，記載事項は認定一覧に掲載し，公衆の閲覧の用に供することを承諾します。

フリガナ 事業所名 （共同事業体名）						
実績 （単位：件）	年度			年度		
	事業所１	事業所２	合計	事業所１	事業所２	合計
耐震診断			件			件
耐震改修等			件			件
うち耐震改修			件			件
安安ﾘﾌｫｰﾑ			件			件
耐震ｼｪﾙﾀｰ			件			件
その他事項	別添の実績一覧及びＰＲシートに記載のとおり					
連絡責任者	所属： 氏名： 電話： ﾌｧｸｼﾐﾘ： 電子ﾒｰﾙ：					

※処理欄 番号 年月日	※促進委員会	※消費者情報	※審査会	※認定

別添　実績一覧（１）

平成　　年度	【事業所１】	事業所名称	

耐震診断		市町村名	申込者名	完了年月	耐震診断員名	登録番号	※空欄	
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
	17							
	18							
	19							
	20							

耐震改修等			市町村名	申請者名	完了年月	耐震改修施工者名	登録番号	※空欄	
	耐震改修	1							
		2							
		3							
		4							
		5							
		6							
		7							
		8							
		9							
		10							
	安安 リフォーム	1							
		2							
		3							
		4							
		5							
	耐震 シェルター	1							
		2							
		3							
		4							
		5							

様式第２号（Ａ４）

徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー　ＰＲシート

認定番号			名称	
単独・共同	□単独	□共同		
実績	年度	年度		
耐震診断（件）			特徴	
耐震改修（件）				

《改修事例》

《メッセージ》

事業所１　名称			
業務内容	□診断　□設計　□施工　□その他（　　　）		
所在地		電話番号	
		担当	
建築士事務所登録		耐震診断員（名）	
建設業許可		耐震改修施工者等（名）	
ホームページ			
電子メール			

事業所２　名称			
業務内容	□診断　□設計　□施工　□その他（　　　）		
所在地		電話番号	
		担当	
建築士事務所登録		耐震診断員（名）	
建設業許可		耐震改修施工者等（名）	
ホームページ			
電子メール			

様式第３号

認定番号第　　　　号

認定書

事業所名　殿
（共同事業体名）

徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定要綱第５条第２項の規定により徳島県木造住宅耐震スーパーバイザーとして認定します

年　　月　　日

徳島県知事　　　　　　　　　　　　　　印

様式第４号（Ａ４）

徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定一覧

認定番号	事業所名 （共同事業体名）	年度の実績		連絡先			
		耐震診断	耐震改修	事業所名	担当	電話	FAX

様式第５号（Ａ４）

徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定事項変更届

年　　月　　日

徳島県知事　殿

申請者（□単独事業所　□共同事業体）
住所
事業所名称
代表者

住所
事業所名称
代表者

次のとおり登録事項に変更がありましたので，徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定要綱第７条の規定に基づき届け出ます。
この変更届の記載事項は，事実に相違ありません。

区分	変更前	変更後

年　　月　　日

（申請者）　殿

徳島県知事　　　　　　　　　　　印

徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定不適合通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定申請については，徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー認定要綱第５条の規定により，不適合となりましたので通知します。